

姫路市公告第 242号

令和 7年 5月19日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市介護認定調査支援システムの導入・運用保守業務に係る公募型プロポーザルの実施について

標記の件について、下記のとおり公告する。

記

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

姫路市介護認定調査支援システムの導入・運用保守業務

(2) 業務の概要

本市の要介護認定事務における訪問調査について、認定調査員が認定調査をタブレット端末等を用いて実施し、その後認定調査票の作成を行うことができるシステムを導入し、運用保守を行うこと。

(3) 業務期間

ア 初期導入業務（システムの導入・初期設定作業、操作研修の実施）

契約締結日から令和7年9月30日まで

イ 運用保守業務（システムの運用保守作業）

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

※ 姫路市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第3号に基づく長期継続契約とする。

(4) 提案上限金額

ア 初期導入経費

10,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

イ システム運用保守経費（令和7年10月1日から令和12年9月30日まで）

月額666,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

※ 提案上限金額については、年度ごとの予算額を保証するものではない。

なお、令和8年度以後において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を変更し、又は解除することができることとする。この変更又は解除により契約相手方に損害があるときは、契約相手方は、その損害の賠償を姫路市に請求することができる。この場合における賠償額は、姫路市と契約相手方との協議の上、定めるものとする。

2 プロポーザルの実施

- (1) 本件は、姫路市介護認定調査支援システムの導入・運用保守業務公募型プロポーザル募集要項に基づき実施する。

姫路市介護認定調査支援システムの導入・運用保守業務公募型プロポーザル募集要項は、姫路市役所ホームページで提供する。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000030728.html>)

- (2) 担当部署及び連絡先

姫路市健康福祉局長寿社会支援部介護保険課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話：079-221-2447